

門真市第2期教育振興基本計画の策定概要

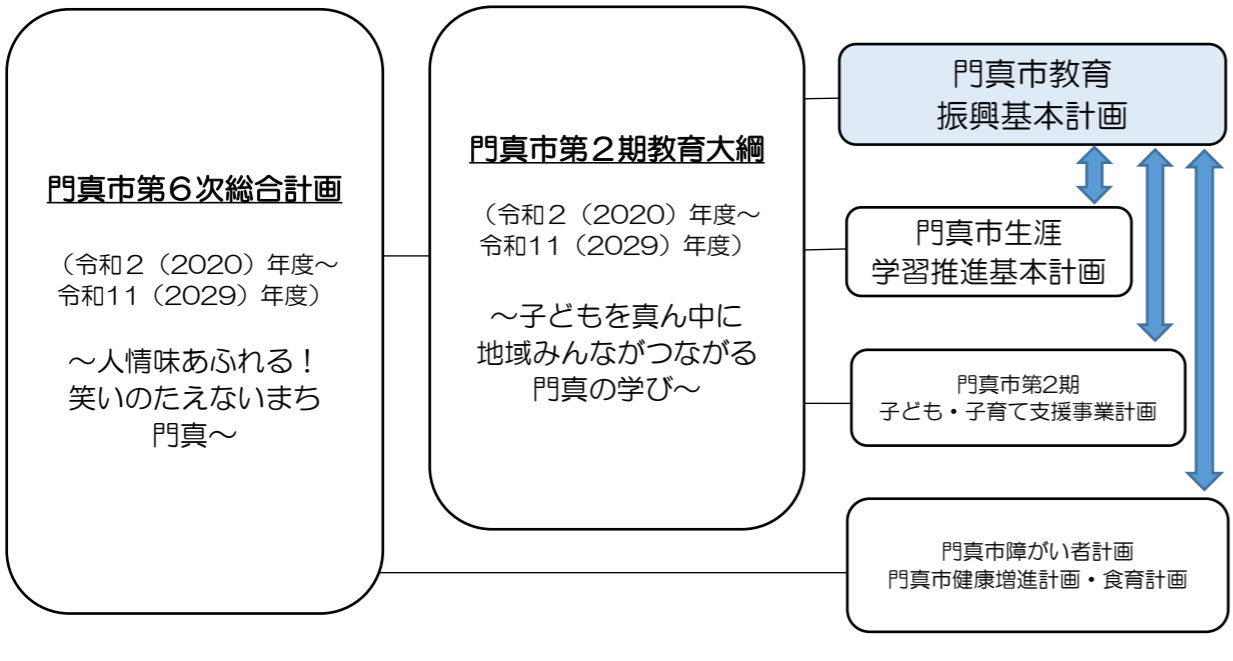
1. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として位置づけます。

【参照】教育基本法第17条
 (教育振興基本計画)
 1 略
 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 他計画との関係



2. 計画の概要

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。
 ※計画の成果が出るまでには一定期間必要であるものの、社会環境の変化への対応も行う必要があることから、現行の計画と同じ5年間とします。

(2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、現在の門真市教育委員会事務局における取組とします。
 ※第1期計画の対象であった就学前教育・保育や生涯学習に係る取組については、個別計画に詳細の位置付けがあるため、今回の対象には含まず各計画との整合・連携を図っていくこととします。)

3. 策定の流れ

本計画の策定にあたっては、門真市教育委員会事務局における検討に加え、学識経験者や保護者代表、学校代表などで構成する「門真市教育振興基本計画策定委員会」において審議を行います。
 また、審議され作成された計画案については、パブリックコメントを通して広く市民の意見を求めます。

